

日本国憲法⑩「社会権」





講義の内容と到達目標

講義の内容

本講義では、基本的人権のうち、社会権を取り扱います。まずは社会権 とはどのような権利であり、自由権とはどのように異なるのか。社会権 の具体的な内容について、生存権を中心に説明をしていきます。

到達目標

- ・社会権とは何かを理解することができる。
- ・社会権の具体的な内容について、それぞれ理解することができる。

今回の講義の 目次

1. 社会権とは?

2. 具体的に保障される人権は何か?







今回の講義の問い①

1. 社会権とは何か?

これまで学んできた自由権とは異なり、国家への自由を考えてみましょう。



今回の講義の問い②

2. 具体的に保障される人権は何か?

生存権をはじめとした権利

について学びましょう。



1. 社会権とは何か?

「社会権」とは、どのような権利でしょうか?

(1) 社会権とは?

社会権の意義

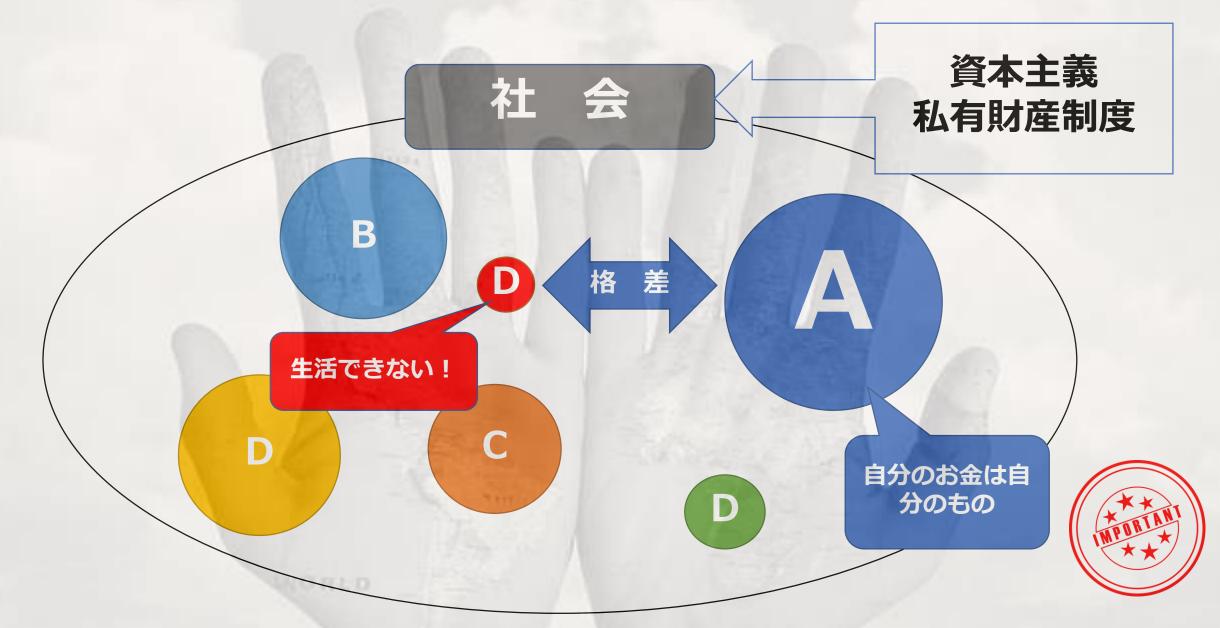
国家に一定の施策を要求する権利

- ⇒すべての人に人間たるに値 する生活を保障するもの
- = 「国家による自由」





(2) なぜこのような権利が必要になったか?



(2) なぜこのような権利が必要になったか?



資本主義体制

私有財産制



弱者と強者の関係

露骨に表れる



社会の内部では

修復困難



「人たるに値する生存の ための権利」(社会権) を保障



国家に対する政策的要求を可能に



国家による救済

消極国家から積極国家へ

(3) 社会権の中身

生存権(25条)

教育を受ける権利(26条)

労働基本権(28条)



(3) 社会権の特徴





規定の内容

• 具体的な規模の金銭や設備を要求できるものではない

福祉国家

国が社会権を保障するために必要な措置をとることを要求することができる権利

自由権の前提

• 自由を享受するための最低限度の生活の保障



2. 具体的に保障される人権は何か?

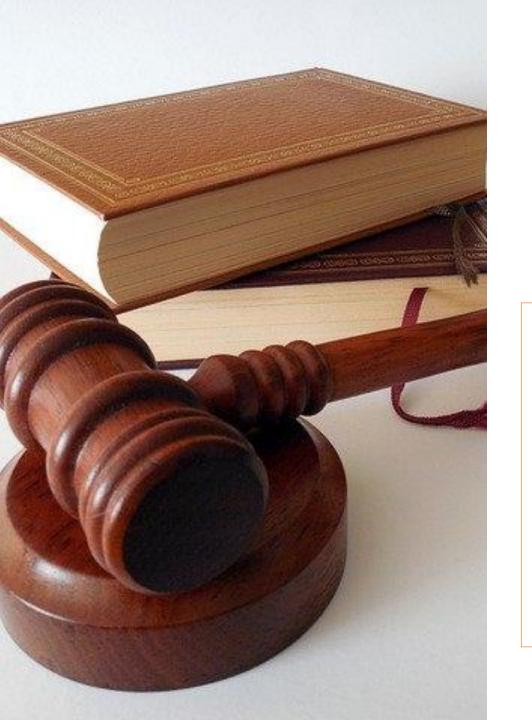
具体的にどのような権利をいうので しょうか?



(1) 生存権 ①意義

生存権とは

- i. 国民各自が健康で文化的な最低限度の生活 の実現を国家に求める権利⇒社会権的側面
- ii. 国民各自の健康で文化的な最低限度の生活 を国家が阻害してはならない⇒自由権的側面



①生存権の意義

しかし・・・

ほとんど権利の内容が不透明

- ⇒憲法からは導けない
- ⇒国会(立法)で調整して初めて生 存権は具体化される



②生存権の性格(どのような規定なのか?)

i.プログラム規定

⇒国家に対する政治的義務以上のものではない

ii. 抽象的権利

⇒法的権利ではあるが、立法がないと訴求できない(立法その ほかの措置を要求する権利で、国に法的義務を課すもの)

iii. 具体的権利

⇒立法を拘束するほどは明確ではないが、実現方法がなければ 国の不作為を違憲確認することができる



③裁判例の考え方

憲法制定直後

プログラム規定説に近い? (食糧管理法違反事件)

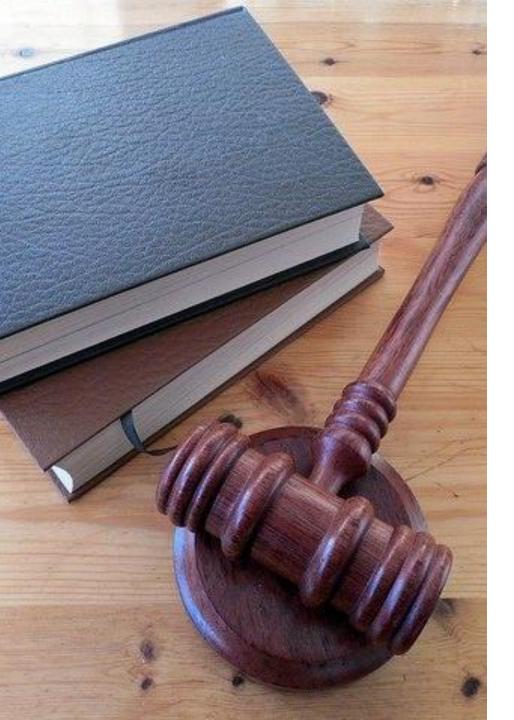
朝日訴訟

抽象的権利説?

堀木訴訟

社会権の実現は国⇒学生無年金訴訟、老齢加算廃止訴訟





4実際の法令・制度

生活保護法

困窮の程度に応じた必要な保護

⇒生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、出産扶助、生業 扶助など

社会保険制度

⇒国民健康保険制度、国民年金制度

社会福祉

⇒児童福祉法、身体障害者福祉法、老人福祉法など

(2)教育を受ける権利 ①意義

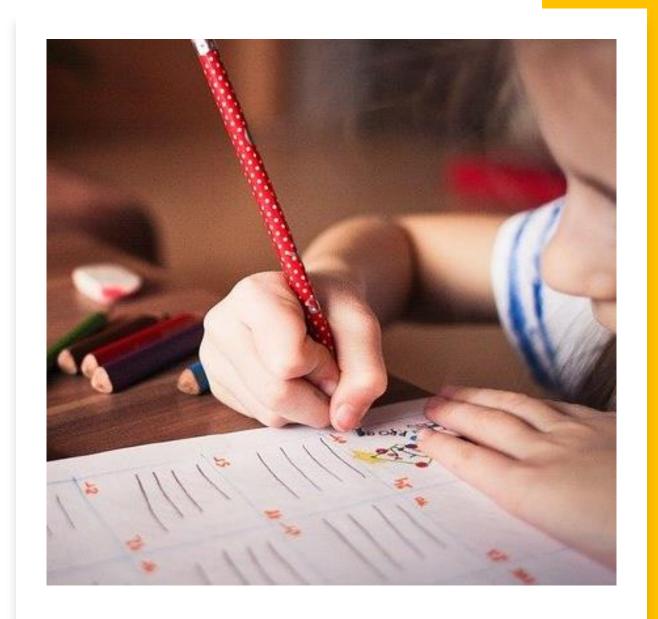
教育の性質

個人の人格形成にとって必要不可 欠なもの

⇒民主国家の存立と発展を担う健全 な国民の育成課程

権利の主体はだれか?

⇒子どもの学習権



②教育を受ける権利の内容

i.学習権

⇒子どもが教育を受けて学習し、人間的に発達・成長 していく権利(教育基本法、学校教育法)

ii.教育の機会均等

⇒「その能力に応じて、ひとしく」(「人種、信条、 性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、 教育上差別されない」(教育基本法3条))

iii.義務教育の無償





③誰が責任を負うか?

i.国家教育権説

教育権は国家に⇒国家が公教育を実施する教師の教育の自由に制約を加えることは原則的に可能である

ii.国民教育権説

教育権は親を中心とした国民全体⇒公教育の内容・方法について公権力は原則的に介入できない

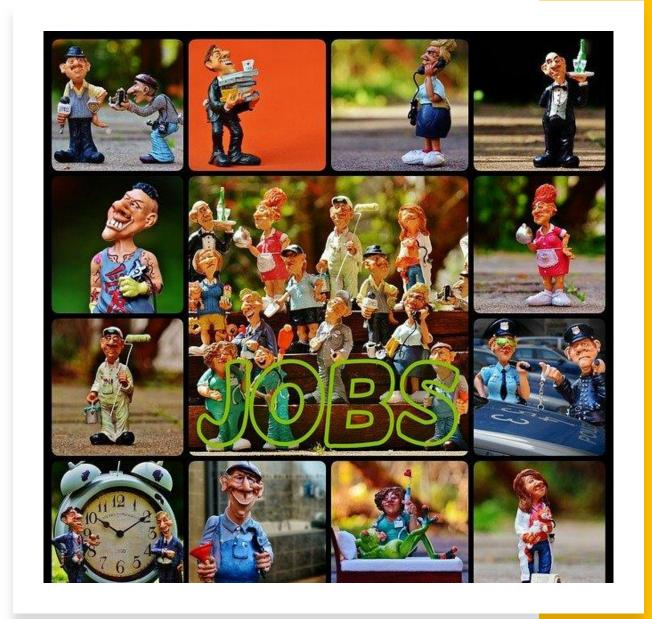
iii.折衷説(判例・通説)

教育の本質から教師に一定の自由が認められ、国にも一定の場合には教 育内容について決定する権限がある⇒旭川学カテスト最高裁判決

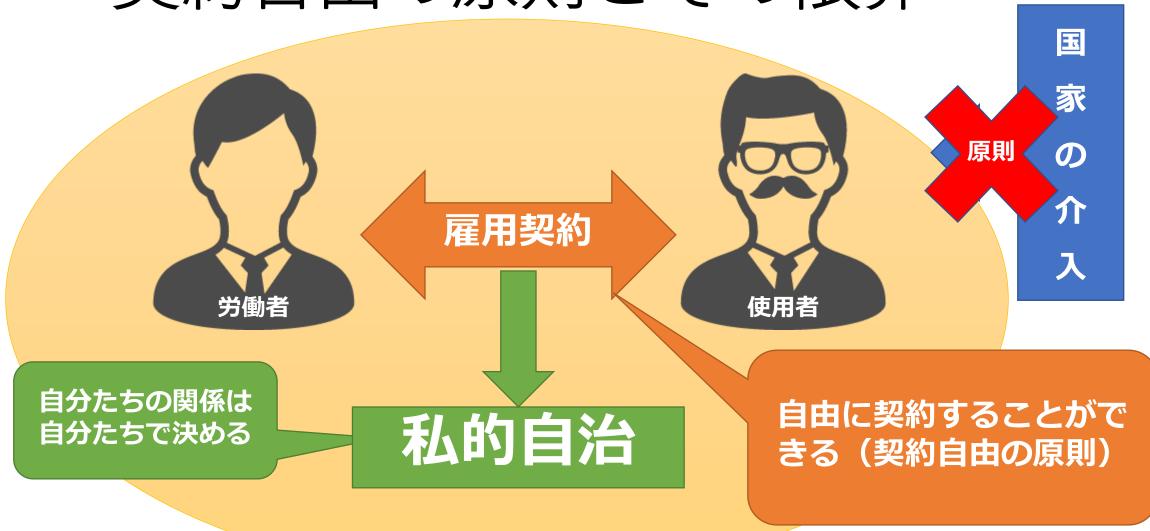
(3) 労働基本権 ①意義

労働関係の本質

- ・労働者と使用者を対等にする ために、団結権、団体交渉権、 団体行動権を付与
- ・国や都道府県による介入に よって労働環境を正常にする



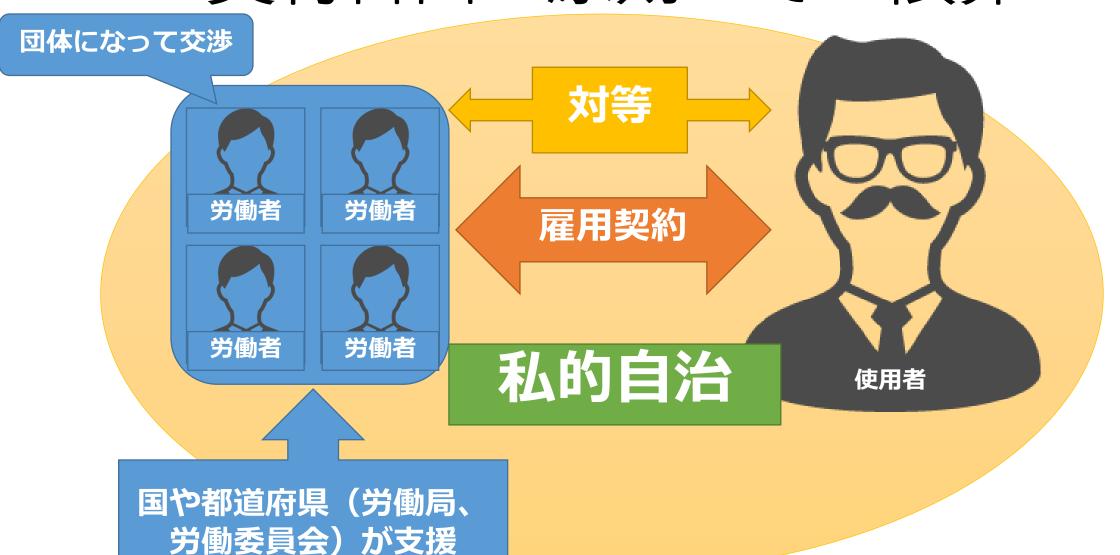
契約自由の原則とその限界



契約自由の原則とその限界



契約自由の原則とその限界



(3) 労働基本権

1意義

労働関係の本質

- ・労働者と使用者を対等にする ために、団結権、団体交渉権、 団体行動権を付与
- ・国や都道府県による介入に よって労働環境を正常にする







②労働基本権の法的性格

i. 国家からの自由

- ⇒労働者に争議行為の自由、労働放棄の自由が認められる…… これに対して国家は刑罰を科せない
- ii. 使用者に対する民事上の権利
- ⇒正当な争議行為は解雇や損害賠償などの理由にできない
- iii. 国による行政的救済を受ける権利
- ⇒労働基本権に対する使用者の侵害行為から、労働者を行政的 に救済する方法の確立が必要

まとめ



1. 社会権とは?

• 最低限度の生活の保障、「国家への自由」、国家の裁量

2. 具体的に保障される人権は何か?

• 生存権、教育を受ける権利、労働基本権